

七十七の I C キャッシュカードにかかる特約

七十七の I C キャッシュカードのご利用に際しては、77キャッシュカード規定、77キャッシュローンカード規定、七十七事業者ローンカード規定のほか、この特約を適用します。

なお、この特約において、前記各規定に定める77キャッシュカード、77キャッシュローンカード、七十七事業者ローンカードを併せて「キャッシュカード」といいます。

また、1.(生体認証)、4.(生体認証情報の登録・削除)、5.(生体認証情報の利用範囲)、8.(I Cカードの再発行時の手続)については、お客様が個人の場合に適用します。

1. 生体認証

生体認証とは、当行とお客様との間の銀行取引についてお客様本人であることの確認手段として、お客様本人の「手のひら静脈情報」(以下「生体認証情報」という。)を用いる当行所定の認証方法をいいます。

2. 七十七の I C キャッシュカード

七十七の I C キャッシュカード(以下「 I Cカード」という。)とは、 I Cカードのチップ内に記録された情報による取引を可能としたキャッシュカードです。

3. I Cカードの発行

I Cカードを発行する場合は、当行本支店の窓口にて当行所定の書面によりお申込みください。

4. 生体認証情報の登録・削除

(1) I Cカードへの生体認証情報の登録は、お客様のお申込みによりチップ内へ登録できます。

(2) 登録のお申込みは、 I Cカードの交付を受けた後、当行本支店の窓口にて当行所定の方法により行ってください。なお、お申込みの際は、本人確認資料その他当行所定の書類を提出していただきます。

(3) 生体認証情報を登録した場合、当行は登録された生体認証情報と読取装置に認識された生体認証情報とを照合し、お客様本人を確認します。

(4) 登録された生体認証情報の削除を行う場合は、書面にて当行本支店にお申込みください。当行は本人確認のほか当行所定の手続きの終了後に削除を行います。

(5) 生体認証は、生体認証情報を登録した時から適用を開始し、生体認証情報を削除したときにその適用を停止します。

5. 生体認証情報の利用範囲

当行は、生体認証を用いて預金の払戻ができる当行の現金自動機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下単に「自動機」という。)を利用する場合および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等の自動機を利用する場合に生体認証情報を使用します。

6. 代理人カード

77キャッシュカード規定 7.に定める代理人による取引においても、 I Cカードを利用することができます。

7. I Cカードの手数料

(1) 喪失に伴う I Cカードの再発行を受ける場合には、当行所定の発行手数料(以下「手数

料」という。)をお支払いただきます。

(2) 手数料は、通帳および払戻請求書等の提出なしに、I Cカード対象預金口座からの引落としによりお支払いただきます。なお、手数料の引落としができないときは、当行本支店の窓口にて現金で手数料をお支払いただきます。

8. I Cカードの再発行時の手続

再発行により新たなI Cカードの交付を受けた場合は、再度4.に定める生体認証情報の登録が必要です。

9. 障害時の取扱い

当行所定の機器に障害が生じた場合、生体認証情報を照合できないと当行が判断した場合、その他当行がやむをえないと認める理由のある場合は、I Cカードによる払戻または解約の受付を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失があるときを除き、当行は責任を負わないものとします。

10. 特約の解約

I Cカード紛失に伴いI Cカードを解約する場合またはI Cカード以外のキャッシュカードに変更する場合は、これらにかかる手続の完了をもってこの特約は終了します。

11. この特約の変更等

(1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) (1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上